



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしの支援を受けられるよう令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金です。



■対象となる世帯・支給手続

① 住民税非課税世帯

- ア 基準日（令和3年12月10日）において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯
- イ 対象となる世帯には、2月末に市から「確認書等」を郵送しています。
- ウ 「確認書」の支給要件、振込先の口座情報を確認して、同封の封筒でご返送ください。

※ ①、②ともに住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯をのぞきます。

② 家計急変世帯

- ア 令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯
- イ 給付金を受け取るには申請が必要です。受付期間は令和4年9月30日までです。
- ウ 申請には、「申請書」や「収入見込額の状況を確認できる書類」等が必要になります。

■支給額 1世帯当たり10万円（1世帯1回限り） 上記①・②の重複受給はできません。

詳細は、うきは市ホームページから確認ください。

●問合せ 福祉事務所福祉係 ☎75-4961



4月1日から令和4年4月以降の学生納付特例の申請を受け付けます

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学等に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準額以下であることが条件です。

承認を受けた次の年度も在学予定の場合

4月初めに日本年金機構より再申請の用紙（ハガキ形式）が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえご返送ください。

■新規の申請をする場合 市役所または年金事務所に次の書類をご持参ください。

① 学生であることを証明する書類

- 在学証明書（令和4年4月1日以降に発行された原本）または学生証の写し（有効期間等が裏面にある場合は裏面の写しも必要）
- 各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は不要）

② 基礎年金番号または個人番号が確認できる書類

- 年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカード、個人番号通知カードのどれか1点
- ※ 個人番号通知カードを持参される場合は、本人確認書類（運転免許証やパスポート等）

会社などを離職して学生になった方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証が必要な場合があります

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973